

他区域の法定協議会における地元意見集約状況 ＜公募占用指針に記載される事業実施に当たっての「留意事項」＞

区 域	①長崎県五島市沖、②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、 ③秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、④千葉県銚子市沖、⑤秋田県八峰町・能代市沖	
項 目		
(1) 全体理念	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は、地元自治体とも連携した、新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めること。(①、②、③、④、⑤) ●協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する。(①、②、③、④、⑤) ●協議会構成員、選定事業者は、漁業との共存、透明性確保等基本方針の4つの目標の実現に向けて、適切な対応を行うこと。(④) 	
(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は丁寧な説明等を通じ、信頼関係の構築に努めること。(①) ●地域や漁業との協調を目的とした基金を設立し、選定事業者は当該基金へ出捐すること。(①、②、③、④、⑤) ●選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行うこと。(①、②、③、④、⑤) 	
(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は、既存海洋構造物の保全等に支障を及ぼすことがないように、関係漁業者や各施設の管理者と丁寧な協議を行うこと。(①、④) ●選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行うこと。(②、③、⑤) ●選定事業者は、電波環境に支障を及ぼすことがないように十分に配慮すること。(②、③、⑤) ●選定事業者は、屏風ヶ浦等の地形・景観が有する価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議や、関係法令に基づく適切な対応を行うこと。(④) 	
(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行うこと。(①、②、③、④、⑤) ●既設の海洋構造物へ被害が及ばないように必要な措置を取ること。(①) 	
(5) 発電事業の実施に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行うこと。(①、②、③、④、⑤) ●選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールを定めること。(①) ●選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行うこと。(②、③、④、⑤) 	
(6) 環境配慮事項について	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと。(①、④) ●選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。(②③⑤) 	
(7) その他	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。 	
(8) 発電事業の終了時における設備等の扱いに係る留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●選定事業者は、本海域における発電事業を終了するときは、原則として洋上風力発電設備等の撤去を行うこと。ただし、洋上風力発電設備等が漁場形成の機能を有している場合、関係漁業者等の同意を得て、海洋環境に配慮して行う場合は、発電設備等の一部の残置も認められる。(④) 	